

資産活用お役立ち情報 vol.11

日差しが春のおとずれを告げる頃となりました。皆さまお変わりございませんでしょうか。株式会社リベストでは、お客さまのご所有不動産に対する、事業企画の立案や、相続対策の支援を行っております。ぜひ、お気軽にご相談ください。また、多くのお客様に資産活用部を知って戴くため「資産活用お役立ち情報」を発信致しております。ご一読いただければ幸いです。

そもそもマイナンバーって何？

●「マイナンバーとは、「社会保障・税番号制度」のことで、社会保障(年金・雇用保険・児童手当・生活保護の事務など)・税(確定申告・支払調書・源泉徴収票の事務など)・災害対策(被災者台帳の作成・被災者生活再建支援金の支給など)分野の中で法律に定められた行政手続きにのみ限定して利用されます。平成27年10月5日時点で住民票に記載されている住所に、12桁のマイナンバー(個人番号)が指定され、それ以降に市区町村から住民票の住所宛に「通知カード」が簡易書留で、世帯分まとめて郵送されています。従って、住民票の住所と違うところにお住まいの方で、未だに届いていない方は再確認が必要です。また、住民票のある人全員がマイナンバーの対象ですので、外国籍でも住民票がある中長期在留者や、特別永住者などの外国人も対象です。

「通知カード」と「個人番号カード」

●「通知カード」は紛失しないように気を付けてください。マイナンバーは一生使うものですので、番号は、住所が変わっても変更しませんし、マイナンバーが漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除いて、番号は一生変更されません。郵送物の中に「個人番号カード」の交付申請書と返信用封筒が入っています。「個人番号カード」の取得は義務ではなく、あくまで任意なのですが、平成29年1月に予定される個人番号の履歴情報を閲覧できる「マイナポータル」では、「個人番号カード」を用いることが想定されるほか、図書館カードや印鑑登録証

など自治体等が条例で定めるサービスが利用できたり、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

●「個人番号カード」を取得するには、申請書に必要事項を記載して顔写真を貼り、返信用封筒で郵送する、またはスマートフォンで電子申請をすることもできます。交付申請をすると、住民票のある市区町村から、交付窓口のお知らせハガキが届きますので、そのハガキと事前に郵送された「通知カード」、運転免許証などの身分証明書の3点を持って、市区町村の窓口へ行くと、「個人番号カード」が受け取れます。発行手数料は無料です。

●「通知カード」は、単体では公的な身分証明書にならないため、運転免許証等の提示がないと本人確認ができません。一方「個人番号カード」は表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。公的な身分証明書として使用可能で、本人確認が1枚のカードでできます。

いつからマイナンバーが必要？

●従業員を雇用している民間事業者の皆様は、パートやアルバイトを含め全従業員のマイナンバーを、平成27年10月から順次取得することができるようになりました。源泉徴収票記載は平成28年分から、雇用保険関係事務は平成28年1月から、健康保険・厚生年金事務は平成29年1月から必要となります。

●今回も最後までお読みいただき、ありがとうございます。
株式会社リベスト提携税理士法人
東京メトロポリタン税理士法人 税理士 北岡修一